

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

規 則

○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則…………… (人事課)	65
○北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …………… (環境政策課)	65
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (医務薬務課)	65

告 示

○土地改良法による道管換地処分 (2 件) …………… (農地調整課)	66
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (土地改良指導課)	66
○道管土地改良事業計画の決定…………… (土地改良指導課)	66
○土地改良事業の工事の完了の届出…………… (土地改良指導課)	66
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	67
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	67
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	67
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	67
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	69
○建設業者に対する監督処分…………… (建設情報課)	69
○道路の供用の開始…………… (道路整備課)	70
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課)	71
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災害課)	72
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 …………… (出納局総務課)	72

規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成17年 3 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則
次世代育成支援対策推進法施行令 (平成15年政令第372号) 第2項の規則で定めるものは
次の表の左欄に掲げるものとし、同項の規則で定める職員は同欄の区分に応じそれぞれ当該
右欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
連合海区漁業調整委員会	連合海区漁業調整委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成17年 3 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則 (平成15年北海道規則第125号) の一
部を次のように改正する。

第5条中「富良野市」を「士別市、富良野市、登別市、伊達市」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

毎月第3日曜日は道民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

北海道規則第21号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則
毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。
第11条第6号中「第14条の2第1項」を「第8条第1項」に、「専門技術員若しくは改良普及員、」を「普及指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、栗沢町栗東地区の換地処分をした。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、月形町南札比内地区の換地処分をした。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
しろがね土地改良区	シブケウシ第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	シブケウシ第2頭首工	同
同	シブケウシ第3頭首工	同

北海道告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成17年3月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
島 津	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ）	北海道上川支庁
津 別 北 部	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（暗きよ、区画整理、土層改良）	北海道網走支庁
端野上右岸	同（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成）	同
端野下右岸	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成）	同
端 野 豊 北	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きよ、客土、農用地改良保全、農用地開発）	同
訓子府東部	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成、農地保全）	同
訓子府南部	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成、農地保全）	同
小清水南部	同（農道、暗きよ、土層改良）	同
白 滝	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（暗きよ、土層改良）	同

北海道告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、豊富町の行う土地改良（南豊富西11号地区基盤整備促進 [基盤整備]（農道））事業の工事を平成16年9月27日に完了した旨の届出があった。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 保安林予定森林の所在場所 | 赤平市幌岡町377の2地先・454の2地先・465・467・551（以上2筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）・379の1、454の1から454の3まで、459、461から464まで、466、468、469の1、470の1、471 |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 公衆の保健 |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | |
| | (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町泉川14の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 石狩市北生振1255（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 石狩郡当別町字高岡4960（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁経済部林務課並びに石狩市役所及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第226号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカブ原野60の30・67の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、60の20、60の21、67の3、67の4
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字居辺33の1地先・34の1・35の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第227号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡福島町字日出229の5・字岩部269の84（以上
の所在場所 2筆について次の図に示す部分に限る。）、269の85、
字日向459
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡福島町字日出229の5・字岩部269の84（以上
の所在場所 2筆について次の図に示す部分に限る。）、269の85
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡福島町字日出229の5・字岩部269の1・269
の所在場所 の84（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、
269の85
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町登喜岱40（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町大字散布村字散布2、3
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
字散布2・3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町大字散布村字火散布66の1・字藻散布
の所在場所 40（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字薫別248の1・276の1・字崎無異
の所在場所 180の1（以上3筆について次の図に示す部分に限
る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字崎無異172の1・173の1（以上2筆の所在場所 について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字茶志骨521の1（次の図に示す部分の所在場所 に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第228号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を本別町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年2月21日農林水産省告示第314号のとおりである。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者

中川郡本別町美蘭別5の1所在の森林について所有権を有する多留木勝己

北海道告示第229号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 朋 建 工 業	般一13 石第3106号	平成17. 2. 1
オフィスフロンティア株式会社	般一15 石第16339号	同 17. 2. 2
司 建 設 株 式 会 社	般一13 石第656号	同 17. 2. 7
株式会社 影 山 組	般一15 石第3589号	同 17. 2.15
有限会社 エス・アンド・エム	般一15 石第18377号	同
朝 妻 商 事 株 式 会 社	般一13 石第10746号	同 17. 2.16
株式会社 川 井	般一14 石第15902号	同
株式会社 エ ス コ	般一13 石第17662号	同 17. 2.18
株式会社 インテリア企画	般一13 石第17536号	同 17. 2.21
丸 三 三 央 興 業 株 式 会 社	般一13 石第5476号	同 17. 2.22
豊 幸 土 木 株 式 会 社	般一12 石第17042号	同 17. 2.23
有限会社 菱 立 羽 立 工 務 店	般一14 石第12813号	同 17. 2.24
株式会社 ハウジング小林	般一12 石第4677号	同 17. 2.28
有限会社 大 谷 工 務 店	般一15 石第16272号	同
有限会社 三 浦 工 匠	般一14 渡第2731号	同 17. 1. 6
有限会社 西 澤 電 気	般一12 渡第1119号	同 17. 1.11
越 川 建 設	般一11 後第606号	同 17. 2.16
共 同 電 気 有 限 会 社	般一13 後第885号	同
新 栄 建 設 有 限 会 社	般一12 後第712号	同 17. 2.18
宮 下 畳 店	般一14 空第1902号	同 17. 2. 7
有限会社 清 水 川 塗 装	般一13 空第858号	同 17. 2.10
野 尻 電 機 株 式 会 社	般一14 空第3083号	同
北 栄 建 設 工 業 所	般一13 空第285号	同 17. 2.15
有限会社 丸 正 森 工 建	般一11 上第3104号	同 17. 2. 8

				北海道知事 高 橋 はるみ		
				路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
株式会社 アサヒ基礎工業	般-12	上第4026号	平成17. 2. 8	道道当別浜益港線	石狩郡当別町字弁華別76番1地先から	平成17. 3. 25
吉政機械工業有限会社	般-13	上第3311号	同 17. 2. 15	北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町字弁華別70番3地先まで	
有限会社 大 類 土 木	般-12	宗第188号	同 17. 2. 4	道道小樽石狩線	石狩市新港中央2丁目212番1地先から	同
堀 籠 美 装	般-13	網第2039号	同 17. 2. 2	北海道札幌土木現業所	石狩市新港中央2丁目196番地先まで	
株式会社 緑 栄	般-12	網第2312号	同 17. 2. 9	道上問寒問寒別停車場線	天塩郡幌延町字問寒別606番1地先から	同 17. 3. 29
荒 関 板 金 工 作 所	般-11	網第756号	同 17. 2. 16	北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字問寒別119番5地先まで	
伊 勢 塗 装	般-13	網第2198号	同 17. 2. 17	道道達布石狩沼田停車場線	留萌郡小平町字達布308番2地先から	同
株式会社 林 屋 十 字 堂	般-13	網第2395号	同	北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字達布413番1地先まで	
友 信 建 設 株 式 会 社	般-12	胆第1211号	同 17. 2. 1	道道枝幸音威子府線	枝幸郡枝幸町下幌別4380番1地先から	同 17. 3. 31
有限会社 共 和 興 業	般-13	胆第3533号	同 17. 2. 18	北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町下幌別4380番1地先まで	
有限会社 藤 田 土 木 工 業	般-13	十第138号	同 17. 2. 2	道道野塚婦美線	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美43番2地先から	同 17. 3. 25
杉 森 建 設	般-11	十第2397号	同 17. 2. 21	北海道小樽土木現業所	積丹郡積丹町大字婦美町字婦美43番15地先まで	
株式会社 仙 庭 工 務 店	般-14	釧第162号	同 17. 2. 8	道道登余市停車場線	余市郡余市町登町327番1地先から	同
2 許可の一部廃業				北海道小樽土木現業所	余市郡余市町登町327番1地先（河川敷地）まで	
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日			余市郡余市町登町318番5地先から	
日 建 工 業 株 式 会 社	般-11	石第9457号	平成17. 2. 4	道道栄町温泉線	余市郡余市町黒川町685番1地先まで	
板 谷 産 業 株 式 会 社	般-11	石第11619号	同 17. 2. 14	北海道小樽土木現業所	余市郡余市町栄町1395番1地先から	同
インフォネット株式会社	般-11	石第14475号	同	北海道小樽土木現業所	余市郡余市町栄町884番1地先まで	
有限会社 梶 山 設 備	般-11	石第16851号	同 17. 2. 16	道道仁木赤井川線	余市郡仁木町銀山1丁目520番地先から	同
大三建設有限会社	般-11	石第3696号	同 17. 2. 22	北海道小樽土木現業所	余市郡仁木町銀山2丁目538番地先まで	
株式会社 日 野 組	般-11	石第3267号	同 17. 2. 25	道道奥尻島線	奥尻郡奥尻町字米岡230番1地先から	同
三谷産業建設株式会社	般-13	空第1419号	同 17. 2. 10	北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字米岡385番1地先まで	
有限会社 高 橋 工 務 店	般-11	空第2016号	同 17. 2. 16	道道七飯療養所線	亀田郡七飯町字鳴川町265番18地先から	同
三共建具工業株式会社	般-11	空第1204号	同 17. 2. 22	北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字鳴川町265番28地先まで	
北海道グリーン工業株式会社	般-14	上第2962号	同 17. 2. 7	道道大野上磯線	亀田郡大野町字清水川100番11地先から	同
有限会社 新 土 建 設	般-14	網第2888号	同 17. 2. 2	北海道函館土木現業所	亀田郡大野町字清水川111番6地先まで	
有限会社 松 岡 工 業	般-12	胆第983号	同 17. 2. 24	道道鷹栖東神楽線	旭川市東旭川町旭正312番1地先から	同 17. 3. 31
株式会社 畑 下 組	般-12	十第541号	同 17. 2. 8	北海道旭川土木現業所	旭川市東旭川町旭正376番1地先まで	
有限会社 ハ ウ ス ワ ン	般-15	十第3482号	同 17. 2. 14	道道旭川幌加内線	旭川市江丹別芳野179番地先から	同 17. 3. 25
				北海道旭川土木現業所	旭川市江丹別芳野212番7地先まで	
				道道旭川多度志線	旭川市神楽2条9丁目905番1地先から	同
				北海道旭川土木現業所	旭川市神楽3条9丁目419番143地先まで	
				道道雨竜旭川線	上川郡鷹栖町548番5地先から	同
				北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町2023番4地先まで	
				道道鷹栖東鷹栖比布線	上川郡比布町2652番10地先から	同
				北海道旭川土木現業所	上川郡比布町2652番7地先まで	

北海道告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

道道雨竜旭川線 北海道旭川土木現業所	士別市温根別町2105番2地先から 士別市温根別町2104番3地先まで	平成17. 3. 25	丹羽今金線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡今金町神丘432番1地先から 瀬棚郡今金町神丘377番1地先まで	前	21.82mから 32.44mまで	1,194.50m	—
道道三和剣淵線 北海道旭川土木現業所	上川郡剣淵町字剣淵兵村750番20地先から 上川郡剣淵町字剣淵兵村9018番6地先まで	同			前	21.82mから 37.62mまで	1,177.32m	—
道道共和嵐山線 北海道旭川土木現業所	旭川市江丹別町共和64番1地先から 旭川市江丹別町嵐山206番13地先まで	同			後	21.82mから 42.29mまで	1,194.50m	—
道道上社名淵上湧別線 北海道網走土木現業所	紋別郡上湧別町字屯田市街地87番1地先から 紋別郡上湧別町字屯田市街地88番3地先まで	同			後	23.65mから 42.29mまで	1,177.32m	—
道道女満別空港線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町字中央64番44地先から 網走郡女満別町西2条4丁目14番地先まで	同	函館上磯線 北海道函館土木現業所	函館市鍛冶2丁目150番48地先から 函館市鍛冶2丁目214番7地先まで	前	25.00mから 39.86mまで	226.01m	—
道道栄浜小清水線 北海道網走土木現業所	網走市字栄204番13地先から 網走市字栄130番2地先まで	同			後	25.00mから 26.88mまで	226.01m	—
道道女満別空港インター線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町字中央202番1地先（道道女満別 空港線交点）から網走郡女満別町字中央203番1 地先まで	同 17. 4. 1	奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字松江168番1地先から 奥尻郡奥尻町字松江121番2地先まで	前	3.05mから 9.88mまで	437.18m	—
					後	5.47mから 24.33mまで	438.38m	—
			江差木古内線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱12番1地先から 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱48番1地先 まで	前	12.14mから 55.02mまで	864.90m	—
					後	13.61mから 57.84mまで	850.00m	—
			近文停車場線 北海道旭川土木現業所	旭川市旭町2条10丁目128番18地先から 旭川市旭町2条3丁目11番30地先 まで	前	14.54mから 14.54mまで	966.80m	一般国道40号 重複L=14.00m
					後	22.00mから 56.00mまで	976.80m	一般国道40号 重複L=16.00m
					後	22.00mから 56.00mまで	976.80m	一般国道40号 重複L=16.00m
			士別滝上線 北海道網走土木現業所	紋別郡滝上町字サクルー原野国有林滝 上事業区61林班る小班地先から紋別郡 滝上町字サクルー原野国有林滝上事業 区62林班い小班地先まで	前	21.00mから 58.00mまで	974.00m	—
					後	33.50mから 70.00mまで	974.00m	—
					前	15.00mから 30.00mまで	100.00m	—
					後	21.50mから 56.50mまで	100.00m	—
			中西別根別線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町中西別150番7地先から 野付郡別海町中西別122番2地先まで	前	13.71mから 22.60mまで	635.78m	—
					前	21.80mから 38.10mまで	635.78m	—

北海道告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
江別奈井江線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村1271番6地先から 石狩郡新篠津村1273番4地先まで	前		61.70mから 154.80mまで	222.86m	—
		後		61.70mから 154.80mまで	222.86m	—
増毛稲田線 北海道留萌土木現業所	増毛郡増毛町御料1419番10地先から 増毛郡増毛町御料1424番1地先まで	前		21.84mから 38.57mまで	620.00m	—
		後		21.85mから 49.86mまで	620.00m	—
小平幌加内線 北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字住吉248番1地先から 留萌郡小平町字住吉94番1地先まで	前		29.35mから 70.16mまで	200.00m	—
		後		29.35mから 70.16mまで	200.00m	—

中 標 津 標 茶 線 北海道釧路土木現業所	川上郡標茶町上多和原野西1線33番4地先から川上郡標茶町上多和原野基線23番16地先まで	後	21.80mから 38.10mまで	635.78m	—	基点5	基点4から方向角255度39分55秒の方向1.58メートルの地点
		前	22.50mから 49.00mまで	1,181.40m	—	基点6	基点5から方向角256度56分06秒の方向20.61メートルの地点
		後	22.50mから 49.00mまで	1,181.40m	—	基点7	基点6から方向角225度45分52秒の方向1.75メートルの地点
根 室 浜 中 釧 路 線 北海道釧路土木現業所	釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ベツ太22番1地先から釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ベツ太6番8地先まで	前	17.00mから 40.00mまで	280.00m	—	基点8	基点7から方向角256度43分24秒の方向31.49メートルの地点
		後	17.00mから 54.50mまで	280.00m	—	基点9	基点8から方向角271度43分21秒の方向3.03メートルの地点
		前	10.88mから 23.87mまで	441.15m	—	基点10	基点9から方向角301度43分58秒の方向3.03メートルの地点
帯 広 浦 幌 線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町十勝川温泉北14丁目1番5地先から河東郡音更町十勝川温泉北16丁目4番地先まで	前	20.95mから 31.96mまで	421.98m	—	基点11	基点10から方向角331度43分02秒の方向3.03メートルの地点
		後	20.95mから 31.96mまで	421.98m	—	基点12	基点11から方向角346度43分22秒の方向115.00メートルの地点
		前	18.00mから 47.81mまで	100.81m	—	基点13	基点12から方向角1度43分21秒の方向3.03メートルの地点
帯 広 の 森 公 園 線 北海道帯広土木現業所	帯広市西10条南34丁目1番25地先から帯広市西9条南34丁目15番3地先まで	後	18.00mから 18.00mまで	100.81m	—	基点14	基点13から方向角31度43分58秒の方向3.03メートルの地点
		前				基点15	基点14から方向角61度43分02秒の方向3.03メートルの地点
		後				基点16	基点15から方向角76度42分02秒の方向58.23メートルの地点
						基点17	基点16から方向角76度41分28秒の方向2.92メートルの地点
						基点18	基点17から方向角3度44分24秒の方向6.42メートルの地点
						基点19	基点18から方向角256度42分43秒の方向4.70メートルの地点
						補点A	基点1から方向角240度00分00秒の方向100.00メートルの地点
						補点B	補点Aから方向角346度43分22秒の方向218.19メートルの地点
						補点C	補点Bから方向角76度42分01秒の方向34.67メートルの地点

北海道告示第232号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の16神恵内海岸の神恵内村の項海岸保全区域の欄中5の事項を次のように改める。

5 川白地区海岸の次の基点1から基点19までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点Aを結ぶ線、補点Aから補点Cまでの各点を順次に結ぶ線及び基点19と補点Cを結ぶ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

基点1 3級基準点H 6－NO 3（座標値X＝－86,902.262 Y＝6,459.673）から方向角15度34分20秒の方向109.31メートルの地点

基点2 基点1から方向角332度31分57秒の方向8.77メートルの地点

基点3 基点2から方向角76度42分09秒の方向3.63メートルの地点

基点4 基点3から方向角333度34分40秒の方向18.13メートルの地点

北海道告示第233号

平成17年北海道告示第9号（平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3の1の(1)のイの事項中「平成17年5月9日（月）から」を「平成17年3月28日（月）から」に改める。

正 誤

○平成17年3月1日（第1651号）

北海道告示第155号（都市計画事業の事業計画の変更の認可）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
4	右	3
誤	事業施行期間	平成11年12月14日から平成20年3月31日まで
正	事業施行期間	平成11年12月21日から平成20年3月31日まで